

平成21年度第4回総合セキュリティ対策会議

(平成22年3月23日)

発言要旨

1. 開会

2. 総合セキュリティ対策会議報告書(案)について

【事務局から、総合セキュリティ対策会議報告書(案)について説明】

報告書の5ページ目に追加された注についてだが、OECDのセキュリティガイドラインで使っていたセキュリティという意味に犯罪そのものという意味は入っていなかったが、これはどういう趣旨で入っているのか。

ガイドラインが出された後、セキュリティ概念も相当広いものになってきており、機能的にも広がっている。このガイドラインは、特性としては担い手の広さということ、それから連携に重心があるということで、そこで接点があるということを入れてはどうかと提案した。

(その他質疑等なし)

委員長 以上でご了承いただいたということで、本報告書の(案)をもって総合セキュリティ対策会議の報告書とさせていただきます。

3. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の取り組みについて

【委員から、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の取組み状況について説明】

ファイル共有ソフト悪用著作権侵害確認団体は、正式には4月1日から動き出すということか。

発表者 3月1日からは、昨年夏ころにトライアルに参加したISPを対象に開始し、その後、4月1日から実質運用予定としている。なお、通信業界内部において説明会等で周知を行っており、現在、具体的な運用マニュアルも作成中である。

4. 児童ポルノ流通防止協議会の取り組みについて

【委員より、児童ポルノ流通防止協議会の取組みについて説明】

発表者 掲載リスト作成管理団体運用ガイドラインというのは、目的としては児童ポルノ掲載のアドレスリストを作成して管理する団体が設置され、その団体からブラックリストの提供を受けてISPとか検索エンジン事業者とか、フィルタリング事業者が活用するという段取りになっている。そのリストを受け取る側のISP等においては、ブロッキングというネットワーク上でそういう情報を遮断するための手法を用いて情報を遮断する。海外では一部そういうことが既に導入されている。それから、ブロッキングを実施すると、ISPにとっては切実なオーバーブロッキングということが考えられるため、その発生を減少させること、あるいは導入に係るコストについて検討をした。電気通信事業法上の通信の秘密との関係については、これはブロッキングという、利用者から見ると問答無用で特定の通信がブロックされるわけであるから通信の秘密の侵害は明らかであるが、そういう状況のもとで、例えば正当行為及び緊急避難等の違法性阻却事由に持っていくかということについて議論をした。これらの結果として、この児童ポルノ流通防止協議会のブロッキングの報告書がまとまったわけである。

私個人としては、せっかく多くの方々の労力、時間を費やしてここまで内容をブレークダウンしてきたわけであるので、何とか政府のほうでも民間の側でもこういうことについてのさらなる前進に向けた議論を進めて、できるだけ早く結論が見出せばありがたいと思っている。

この流通防止協議会において、特に電気通信事業法上の通信の秘密との関係については、許されるとすれば、刑法35条の正当行為か、あるいは刑法37条の緊急避難じゃないかというようなことが議論になった。新聞によると安心ネットづくり促進協議会では緊急避難で許される余地があるという報告が出ているということで、多分、緊急避難としては許されるというふうに総務省、あるいはプロバイダもお考えのようだと聞いている。それはそれで結構だが、私としては刑法35条の正当行為でこれは許されるのではないかと考えている。それは理論上、理屈上も十分可能だと思っている、もう一つの理由は緊急避難でないためだという解釈だと、ご承知のように緊急避難の要件がいろいろあり、全く進まない。あるいはやるにしても、限定されたものしか対象にならないので

はないかというおそれがある。実効性を考えると、刑法35条の正当行為でできるということが理論上も十分可能で、子供の保護という観点からもそのほうが適当であると考え。これは引き続き政府のほうでもご議論されると聞いているので、十分議論をしていただきたい。その折には、子供の保護という観点で、健全な社会常識からお考えいただければと考えている。

刑法35条とか37条というと、どっちも要するに違法阻却で連続的である。子供の利益と通信の秘密のバランスをどうとるかということであり、我が国の法制では緊急避難というのは事実上ほとんど認められないから、緊急避難はやらないということである。ただ、委員会として議論がまだ尽きていないということで、関係する団体や、特にこの委員会も含めて、引き続き検討を行っていくということが大事だし、強く期待したいと思う。

ブロッキングに関してだが、気になっているのは運用面できちんと児童ポルノだけが本当に対象になってくれるのかどうかということである。というのは、フィルタリングソフトで普通の猫の写真が表示できなくなったという事例があり、このブロッキングを実際に実行していく上でもそういったものが果たして対象にならないかということは心配しているので、実行の面でそういう透明性、公平性はぜひ確保していただけないと、後々のトラブルになるかと考えている。

ブロッキングの手法というか、過度にという問題、それ以前、そもそもの基準の明確性とか、それから後で救済する手続など問題が全く皆無になるということは無理なのかもしれないが、フィルタリングの精度については合理的に運用するために知恵を絞っていく必要がある。ただ、転々と流れているものがずっととまらないで何度も何度も繰り返し見られてしまっているものをどうするか。また、大量に流れてしまって永遠に解消はできないものをどうしていくかということも考えなければいけないということで、その検討も何らかの形で進めていただきたい。

人が見るということは、プライバシーの侵害までつながることになりかねないから、もう少し議論していただきたいということと、もう既に出回っていて変だと思われるものはある意味機械で選択できるわけで、いかに機械的にブロッキングの元になるリストを決めるかということとをぜひ議論していただきたい。機械でセレクトしたものを人間が見て判断するというのはある意味緊急

避難につながると思っている。

インターネット・ホットラインセンターに通報されたものに関しては、違法でも有害でもないもの、有害に当たるもの、違法に当たるものというふうに区分けをし、その中の児童ポルノに該当すると思われるものを抽出していく作業になり、アクセスしている途中のものをタッピングして見るわけではないから、通信の秘密の問題というのは発生しないと思われる。

リスト作成管理団体、これを慎重につくるということに関しては、かなり議論が詰まっている。ただ、最終的にブロックをするかどうかという法適合性で議論が最後まで煮詰まらなかったというご報告で、今後もこの委員会において頑張ってもらいたいと思う。

3点あり、まずリスト管理団体に関しては、ブロッキングが実現できるのを待たずとも、前に進められる方法がないかご検討いただきたいと思います。

2点目だが、今回主にブロッキングがそもそも通信の秘密との解釈の中で可能かという点にかなり絞った議論が行われていて、運用に落としていくと、細かいさまざまな法的な問題が惹起されると思うので、今後きちんと詰めていく必要がある。最後の3点目だが、児童ポルノ流通防止協議会は基本的には民間主体の会議体であり、当然有権解釈権はなく、あくまで民間企業が法律を守るために、現行法をどう解釈するかという中で活動せざるを得ない部分がある。今後どういう民主主義の手続の中でこの問題について取り組んでいくべきかということはじっくり政府のほうでもご検討いただければと思う。

特にアドレスリスト作成作業を前倒しで行うというのは非常に重要なご指摘で、それによって、児童ポルノに関して強い懸念を持っていらっしゃる方に対して、ちゃんとやっているという印象を与えることができると思う。あと、運用の際の法的レベルの具体的論点はきっちり詰めておかなければいけないというのも当然のご指摘であり、委員からのご指摘を重く受けとめて議論していただけると信じている。

5．サイバー犯罪に係る統計資料の説明

【事務局から、平成21年中のサイバー犯罪に係る統計を報告】

(質疑等なし)

6. 生活安全局長あいさつ

前田委員長を始め、委員の皆様方には大変ご熱心にご議論をいただきましてまことにありがとうございます。

大きく3点あったわけですが、まず、本年度の主要な検討テーマでございましたネット・オークションにおける盗品の流通防止対策報告書をおまとめいただきました。早速ご提言をいただきました内容を実現、実施するために、関係事業者の方々と実務的な検討をこれからスピーディーに進めていきたいと考えております。

それから、ファイル共有ソフトの利用による著作権侵害対策でございますけれども、もう2年近くにわたって大変精緻なご検討をいただきまして、大きな成果を上げていただいたと存じます。ありがとうございました。

最後の児童ポルノの流通防止対策ですが、この掲載サイトのアドレスリスト作成管理団体の運用ガイドラインは、大変大きな成果であろうと存じます。実務的にはブロッキングをどうするのかということがありますが、このガイドラインをこれからどう構成をして、どういう基準で運用していくのかというところで、実は実務的には解決の方向が見えてくる、そういう期待も持てる、非常に大きな成果であると存じます。御礼を申し上げたいと思います。最後に、このネット上の流通防止対策を考える上で、ブロッキングの実施に向けての検討は避けて通れないと思うのです。その場合に、この技術的な問題、非常に技術的な問題の中にも法的な問題が絡んでいることもあって大変重要な検討で、この点は随分踏み込んで行っていただきました。このブロッキングについては法的な整理をどうつけるのかということが大きな課題でございます。ご承知のように、政府部内でも昨年末の犯罪対策閣僚会議におきまして、そのもとに児童ポルノ排除対策ワーキングチームが設置され、初会合が1月中旬にございました。この中で児童ポルノのネット上の流通防止対策について6月までに結論を得るべくこのワーキングチームの下の幹事会で精力的に実務的な検討を進めていこうということになっています。これまで法的な課題についても活発なご意見があって整理をしていただいたところでございまして、それを踏まえまして、政府部内でもこの関係省庁間で検討・協議を精力的に進めていきたいと考えて

おります。このワーキングチームは6月に予定されております犯罪対策閣僚会議に成果を報告するということが期待されておりますので、それまでに結論が政府部内でも出せるような作業を進めていきたいと考えているところでございます。もう言わずもがなでございますけれども、やはりいろいろな基本的人権との関係がございまして、丹念に相互の法的な課題をクリアしていかなければいけないですし、相互の関係をきちんと整理をして、重大な社会問題であります児童ポルノの問題解決、その目的に照らして有効な対策を模索するというのがやはり基本方針であると考えております。

本日最終回も活発なご議論をいただきましてまことにありがとうございます。改めて御礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。